落札電源を賃貸する場合の扱い

Q：落札電源を第三者に賃貸することは認められますか。その場合、他市場収益はどのように計算すればよいでしょうか。

A：長期脱炭素電源オークションに参加登録が可能な事業者は、電源を自ら維持・運用しようとする者である必要があります。落札者である容量提供事業者が落札電源を第三者に賃貸する場合、容量提供事業者が引き続き「電源を自ら維持・運用しようとする者」に該当するか、御確認ください。　※該当しない場合は、賃貸は認められません。

賃貸者が「電源を自ら維持・運用しようとする者」に該当する場合、他市場収益の計算は以下のとおり行ってください。

- 他市場収入：賃借者が落札電源によって得るkWh収入、ΔkW収入、非化石収入
- 可変費：賃借者・賃貸者に発生する可変費

※容量提供事業者には、募集要綱や約款等にもとづく義務が生じています。

※広域機関に還付を行うのは、容量提供事業者である賃貸者ですので、賃貸契約によって、賃借者から上記の情報を取得できるようにしておく必要があります。

※賃借者と賃貸者の間の賃貸料等の金銭のやりとりは、可変費に計上することは認められません。

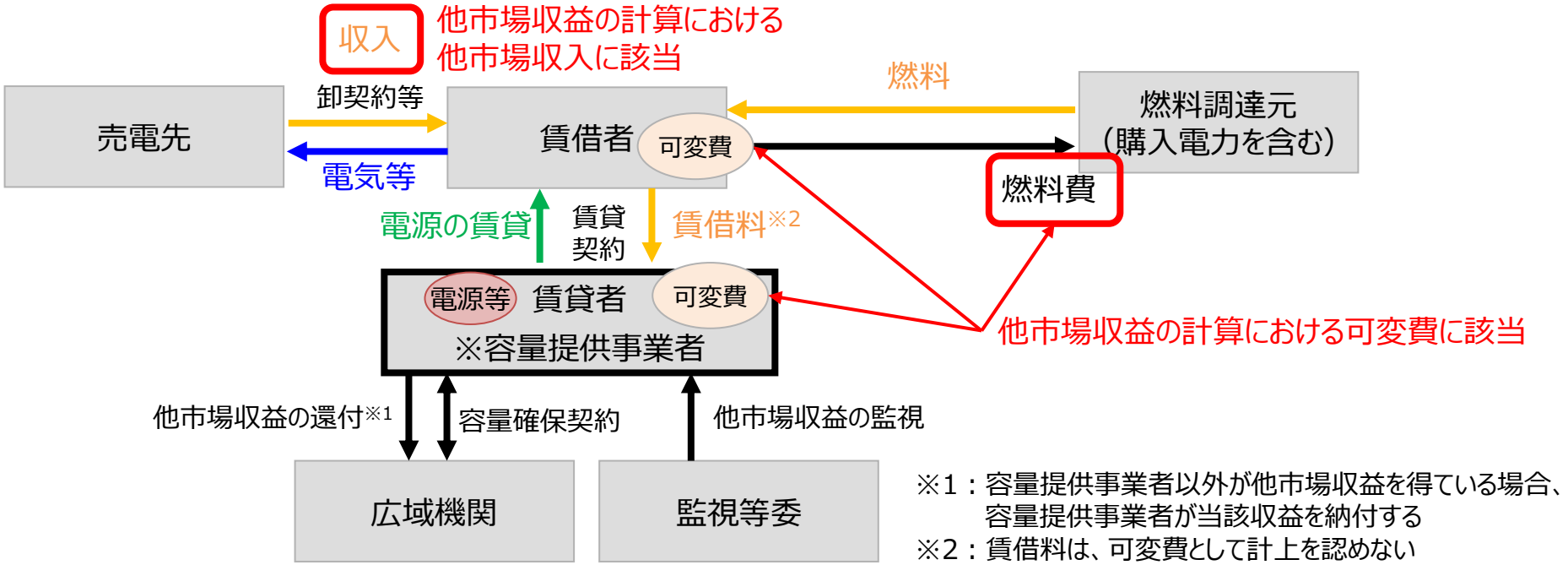

※1：容量提供事業者以外が他市場収益を得ている場合、容量提供事業者が当該収益を納付する

※2：賃借料は、可変費として計上を認めない